

令和3年8月19日

人口減少対策特別委員会委員長様

人口減少対策特別委員会委員 丸山章

人口減少対策(社会減)における提案書

このことについて、下記のとおり提案します。

記

## 【社会減】

上越市の若者の多くは大学進学等で当市から転出している一方で、とりわけ大学等の卒業後に上越市に居住する確率は極めて低い状態にある。原因は様々な要因が考えられると思うが、特に大きな要因として、求める職場(企業)が少ない・ない、当市の魅力不足等が挙げられる。そこで、社会減を極力抑制するため、次のとおり提案する。

### 1. 観光振興対策

日本・世界初!!

黄金の都市づくり  
= 市全域 =

「日本桜庭園 上越」づくり

高田公園の付加価値を高める

・=コンセプト=

- ①市民の手づくりによる観光の核(土台)となる「日本桜庭園 上越」をつくり新たな観光資源を世界に通用するレベルまで磨き上げる。
- ②魅力を高め、県内外及びインバウンド(外国人)客等呼び込み、市内経済の活性化並びに移住定住者等の増加をめざす。

高田平野は、関川とその支流からなる複合扇状地となっている。この地形や山(妙高連峰、関田山脈、名峰「米山」)、海など、自然が創り出してくれた特徴ある素

晴らしいロケーションを当市の木「桜」という観光資源により際立たせる。そのうえ、春日山城跡、雁木の街並み、寺院群などの豊富な観光資源を複合的に絡み合わせ、それぞれの持ち味を高めて行く。そして、10年～20年後を見つめながら当市そのものを桜庭園化し、世界に誇れる「黄金の都市」づくりをめざす。

市民の手づくりによる観光資源の創出は、究極のまちづくり、地域づくりにつながるもので、まちづくりの原点である。日本・世界でこうした試みはないと思われるので特徴づけられ、その波及効果は大変大きく、話題性、注目度も加速すると考える。

### ＜「日本桜庭園 上越」の姿＞

- ・高田公園の桜(ソメイヨシノ)に特化して、挿し木、接ぎ木、種により苗木を増やす。それを各戸(世帯)、事業所、団体等が低額(1本500円程度)で購入し大切に育てていただく。植える場所がない場合は、鉢植えで参加していただく。
- ・各区で協議のうえ、植栽可能地に桜を植えていただく。
- ・植栽面積、本数ともに、日本・世界に類を見ない規模に！！ まず10万本目標
- ・並行して、他の観光資源の魅力を上向きさせ、ストーリーを仕立てていく。
- ・観光の軸となる「しっかりした幹」に、しなやかな枝(様々な観光資源)を配し話題性、関心度、注目度抜群の観光都市をめざす。

### ＜期待される効果＞

- ・「日本桜庭園 上越」の呼称が計画等に反映され、市民の認識が深まり意識統一が図られる。
- ・市民の方々の更なる自信と向上心の高まり。
- ・愛着や誇りを抱ける地域づくり
- ・当市の知名度、ポテンシャルが向上。
- ・外国人客の誘客やリピーター増につながる。
- ・他の観光資源や移住定住者対策、市内経済等への波及効果が望める
- ・多種多様なジャンルでのブランドづくりにつながる事が期待できる
- ・上越市のネームバリューを高めることにより、上越市の認知度が上がり、各部署の様々な施策で効果が期待できる。

### ＜管理＞

- ・市民、各区(地域)、事業所、団体等が行う。
- ・病気・土壌調査、苗の育て方(方法)等の協力機関を立ち上げる。

## <将来的に>

- ・40年から50年後、世界遺産登録を見据える。

### <世界遺産を証明する10項目の登録基準>

誰が見ても同じように素晴らしいと感じる価値である「顕著な普遍的価値」を有している世界遺産、これを証明するものとして「10項目の登録基準」が定められている。世界遺産に登録されるには、最低でもこの基準の1つ以上にあてはまることが条件となる。

登録基準①:「人間がつくった傑作」

人間が作り上げた素晴らしい傑作である遺産に認められる。

登録基準②:「自然の景観美」

美しい自然景観や独特な自然現象が見られる遺産に認められる。

## <その他>

- ・管理費用ついて、市の負担金並びに市民、企業等より寄附を募る。  
ふるさと納税、企業版ふるさと納税を活用する。

## <参考例 >

### 【吉野山の桜 維持管理等の費用】（奈良県吉野郡吉野町吉野山）

- ・令和2.8.19 公益財団法人 吉野山保勝会(0746-32-1007)前田氏に電話で聞き取り調査したもの。

- 吉野山の桜植栽面積:50ha
- シロヤマザクラを中心に約3万本
- 消毒作業はほとんど行っていない
- 日常管理は3人をお願いし、斜面の下草狩りや苗を育てている。
- 事務員1名
- 維持管理費:日常管理賃金で1,000万円程度、管理資材・事務賃金等500円程度  
総額1,500万円程度。
  - ・地元の企業、団体、住民の寄附で賄っている。
- 桜の調査費用:病気・土壌調査、苗の育て方(方法)等に係る費用は500万円程度。
  - ・町が負担。
- 維持管理等、全て吉野山保勝会で行っている。

## 2 企業誘致対策

### 「企業誘致プロジェクトチーム」編成

#### 〔要旨〕

若年層等が都会から故郷(上越市)に帰りたいと思っても家族の生活や子供の教育費など、将来のことを考えると二の足を踏むことが統計資料から明らかになっていることから、こうした状況を改善して行かなければならない。

### 【成功への処方箋】

- 市長又は副市長(市長から特命を受けている場合に限る)の直轄とする。
- 円滑な企業誘致に結び付けて行くため、関連部署が一体かつ横断的に対応できる全庁的なプロジェクトチームを編成する。
- 先を見据えた企業誘致、「企業の国内・世界戦略」、「経済の流れ」等、アンテナを張りつつ企業動向を捉えながら、新たな分野の企業誘致を積極的に推進しなければならない。
- 産業団地がまだ沢山残っているから何もしないとした目先だけを見つめての企業誘致では進展しない。また、IT業界等では、リモートワーク等の導入に伴い入居オフィスが整っているかがポイントになるなど、その時々時代により企業が求める産業団地としての広さ、形、立地位置をはじめ、必要とする建物等を入念に調査し対策を考えることが大切である。また、若年層等の雇用の促進が図られるような企業誘致に結び付けることが大切である。それには、長期ビジョンを策定し、戦術・作戦・戦略を練り上げることが必須である。

## 3 移住定住対策

### < 対策① > 町家を活かした街づくり

#### 提案趣旨

中心市街地を元気にする大きな要素として、若年層等の増加策はとても重要である。費用対効果を最大限得られることを意識しながら町家を活かした街づくりや新たな子育て支援策を設計し、中心市街地への若年層等の定住・回帰を促すこととする。

#### 前提

- ① 観光資源としての魅力と歴史的・文化的価値を有する財産(宝)である町家の特徴を守る。
- ② 街の将来の姿に対する市民の合意形成を図る。

#### 狙う事業効果

- ① 人口減少の抑制、街の賑わい創出・イメージの一新、インバウンドの増加、市民の自信と誇りの醸成等である。
- ② 市民と歴史文化を大切にしたい個性ある街づくり、魅力に富んだ中心市街地に仕立てつつ、当市が抱える課題・施策への相乗・波及効果もにらむ。

提案 1 (仮称) 「町家・雁木保全条例」 を制定し、新たに町家のリノベーション等

に対する補助制度を創設する。

※補助の適切な制度設計を行う。(補助額上限 300 万円～500 万円程を想定)

**提案 2 「歴史的・文化的価値を有する町並み」、  
誰もが安全で暮らしやすい 特徴ある新たな街づくり。**

**“街の姿” キャッチコピー**

「ほっと一息つける・心が和むまち」

「ふと振り向いてしまう・心地よい生活空間」

**〔共通事項〕**

- ①町家のリノベーション等については、外観と屋内の主要構造を維持する。ただし、居住環境を整えるため、家屋、商店・宿泊・活動施設等に対応できるよう、面的改修も推進する。
- ②鉄筋・鉄骨コンクリート造りの建物外観を、風情ある町家造りに衣替えし、他地域では味わえない個性ある街並みに整えていく。
- ③ 空き町家の所有者が有効活用しない場合、行政が不在所有者と調整を図りながら民間企業・団体とタイアップし「ほっと一息つける・心が和むまち」「ふと振り向いてしまう・心地よい生活空間」づくりへ導いていく。

◆「ほっと一息つける・心が和むまち」とは

町家の住環境の質を高めることを基本に、町家カフェ等のお店で、食事やお茶、買い物、よもやま話など、安らぎと暮らしやすさ、歴史文化の味わいを肌で感じられる環境へ導いていく。

◆「ふと振り向いてしまう・心地よい生活空間」とは

芸術家（絵画・音楽・陶芸等）の卵、大学生等が居住・活動・飛躍できる環境を整える。そして、訪れる人たちが「ほんもの」の魅力、奏でる音楽や芸術文化等に親しめるとともに、気楽に立ち寄れるスポットへ導いていく。

**財源**(少子化対策・移住定住対策)

「市の補助」、「市民・企業からの寄付、国・県・市の資金拠出によるファンドの立上げ」、「まち・ひと・しごと創生交付金」、「社会資本整備事業総合交付金(街なみ環境整備事業、空き家再生等推進事業)」等の財源を活用する。さらに、ふるさと納税、企業版ふるさと納税を積極的に活用し財源確保を図る。

## < 対策② > 「奨学金返還制度」の創設

高等教育(大学等)修了者が当市へ居住した場合、居住者の通算居住年数によって、奨学金返還分を再度本人に返還し、定住を促進させる制度とする。その際の返還比率を10年経過で3割、20年経過で5割、30年経過で全額免除とする。

### 制度の基本的考え方

現行の奨学金取扱(例、大学4年の場合)

■奨学金貸付上限額	入学時(入学準備金)	100,000円
	月額40千円×12月×4年(大学) =	1,920,000円
	合計	2,020,000円
■奨学金返還額	2,020,000÷(12月×12年) 14,000円/月	

### 奨学金返還制度

- 奨学金を返還した後に、通算居住年数に応じ奨学金を再返還する。
- 奨学金借入者の通算居住年数ごとの返還額(通算居住対象期間は60歳までとする)

返還支給率	3割	5割	全額	合計額
10年経過後	202,000円	—	—	1,212,000円
20年経過後	—	337,000円	—	
30年経過後	—	—	673,000円	

○返還算定根拠……2,020,000÷(12月×30年) = 5,611円/月

5,611円/月×12月×10年分×(3割・5割・全額)

○返還合計額(通算30年居住した場合) 1,212千円(公費負担率60%)

○本人負担額(通算30年居住した場合) 808千円(本人負担率40%)

※本人の届出(申請)によるものとする。

#### 〔期待される効果〕

- ・他市、他県からの移住・定住のきっかけにつながる。
- ・まちづくり、地域づくりの貴重な戦力となり、にぎわいづくりにもつながる。
- ・結婚等により人口減少を極力抑えることで、市の財政、福祉、教育関係等、様々な分野への相乗効果が見込める。
- ・近くに子供がいることで、高齢世帯の精神的安定や日常生活の安心感につながる。
- ・企業への人的貢献。
- ・当市の経済規模の縮小を極力抑えることにつながる。

※ 奨学金返還対象者を市外・県外者へ範囲を広げ、若年層の移住・定住へと導いて行く。